

議案第3号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年4月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(徴収猶予の申請手続等)

第6条の3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続等)

第6条の3の2 法附則第59条第2項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少

等の事実（法附則第59条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実をいう。次項において同じ。）があること及び徴収金の全部又は一部を一時に

納付し、又は納入することが困難である事情の詳細

(2) 徴収金の年度、税目、納期限及び金額並びに徴収の猶予を

受けようとする金額及びその期間

(徴収猶予の申請手続等)

第6条の3 略

(3) 徴収の猶予をする金額を分割して納付し、又は納入しようとする場合にあっては、それぞれの期限及び金額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日以前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告)

第91条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の特例に関する申告)

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告)

第91条 略

第91条の2 法附則第60条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所及び氏名
- (2) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (3) 住宅を取得した年月日
- (4) 耐震改修に係る契約の締結年月日
- (5) 耐震改修の完成年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第92条の2に規定する徴収猶予の申告書を提出した場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に

規定する者の居住の用に供することができなかつたことにつき
法附則第60条第1項の総務省令で定めるところにより証明する
書類

(2) 当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の
2第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類

(3) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を
法附則第60条第1項に規定する政令で定める日までに締結して
いることを証明する書類

(4) その他知事が必要であると認める書類

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第60条第1項の
規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定
の適用を受けようとするものは、住宅の取得につき同項の規定の
適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出するこ
とにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場
合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなけ
ればならない。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 略

2 法第73条の27の2第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに第91条第1項各号（次条の規定による徴収猶予の適用を受けた場合にあっては、第91条の2第1項各号）に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該住宅を取得した日から

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 略

2 法第73条の27の2第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

耐震改修の日後6月以内に第84条第1項の規定による申告をする
際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所及び氏名
- (2) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (3) 住宅を取得した年月日
- (4) 耐震改修に係る契約の締結年月日
- (5) 耐震改修の着工及び完成の予定年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措
置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に
規定する者の居住の用に供することができなかつたことにつき
法附則第60条第1項の総務省令で定めるところにより証明する
書類

(2) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を
法附則第60条第1項に規定する政令で定める日までに締結して
いることを証明する書類

(3) その他知事が必要であると認める書類

(環境性能割の非課税)

第136条の2 略

2 法第157条第1項第1号ロ（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（第137条の6第2項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

(環境性能割の非課税)

第136条の2 略

2 法第157条第1項第1号ロ（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（第137条の6第2項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第 号。次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p>
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2～4 略</p>

5 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項に規定する指定行事のうち、知事が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第2項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第1項の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の特例に関する申告)

第91条の2 法附則第62条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の特例に関する申告)

第91条の2 法附則第60条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第92条の2に規定する徴収猶予の申告書を提出した場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる書類を添付することを要しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に規定する者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第62条第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類

(2) 略

(3) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第62条第1項に規定する政令で定める日までに締結していることを証明する書類

(4) 略

(1)～(6) 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第92条の2に規定する徴収猶予の申告書を提出した場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる書類を添付することを要しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に規定する者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第60条第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類

(2) 略

(3) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第60条第1項に規定する政令で定める日までに締結していることを証明する書類

(4) 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第62条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとするものは、住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第62条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該住宅を取得した日から耐震改修の日後6月以内に第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第60条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとするものは、住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該住宅を取得した日から耐震改修の日後6月以内に第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

(1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に規定する者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第62条第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類

(2) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第62条第1項に規定する政令で定める日までに締結していることを証明する書類

(3) 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

(1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に規定する者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第60条第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類

(2) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第60条第1項に規定する政令で定める日までに締結していることを証明する書類

(3) 略

附 則

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第
年1月1日から施行する。

号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3